

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

平成30年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
錦江町	住宅	定住促進住宅事業	★ 高校生以下の子どもを扶養している方が、控除対象住宅(定住促進住宅)に入居された場合、家賃を控除します。 1. 対象住宅 定住促進住宅 2. 要件 高校生以下の子どもを扶養していること 3. 助成内容 対象子ども1人につき、5,000円控除。ただし、10,000円を下回る家賃は無いものとする。
錦江町	住宅	空き家リフォーム支援事業	★ 錦江町の空き家をリフォームする場合、一部を補助します。 1. 対象空き家 錦江町空き家バンクに登録されている物件 2. 要件 ①補助対象の空き家の所有者であること ②入居予定者が入居後、錦江町内に住民登録を行うこと ③施工者が町内の業者であること ④町税等の滞納がないこと 3. 助成内容 対象工事費の20% 最高30万円を補助 ※家財道具撤去及び処理のみの場合は最高10万円
錦江町	住宅	空き家バンク制度	★ 錦江町に存する空き家の登録並びに、錦江町に定住することを目的とした空き家の利用を希望する者の登録及び希望者に対し、空き家の紹介を行う制度 ※空き家バンクを介して取得した住宅をリフォームする場合、対象工事費の20% 最高60万円を補助します。詳しくは町ホームページをご覧ください。 「錦江町ホームページ トップ→[空き家バンクバナー]」
錦江町	住宅	住宅リフォーム促進事業	★ 自己が居住する住宅を改修する場合、その経費の一部を助成します。 1. 対象者 町内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に登録されている方 2. 要件 ①町税等の滞納がないこと ②自己所有し、現に居住している住宅であること ③工事経費が20万円以上の工事であること ④施工者は町内の業者であること 3. 助成内容 ①一般世帯 対象工事費の10% 最高15万円を補助 ②子育て世帯 対象工事費の20% 最高30万円を補助 (高校生以下の子どもが同居している世帯) ③高齢者等世帯 対象工事費の20% 最高30万円を補助 (65歳以上の高齢者又は4級以上の身体障害者手帳若しくは2級以上の精神保健福祉手帳の交付を受けている方が居住している世帯)
錦江町	住宅	錦江町合併浄化槽設置整備事業	★ 合併浄化処理槽を新たに設置する場合、費用の一部を補助金として交付します。なお、町内業者と町外業者では、補助金が異なります。 【補助金額】 人槽区分 町内業者の施工 町外業者の施工 5人槽 432,000円(532,000円) 382,000円 (482,000円) 6～7人槽 514,000円(614,000円) 464,000円 (564,000円) 8～10人槽 648,000円(748,000円) 598,000円 (698,000円) ※()は、単独浄化槽を撤去して、合併処理浄化槽に入れ替える場合の補助金額
錦江町	住宅	固定資産税減免制度	★ 錦江町内の法人及び個人の建築業者と請負契約がなされ、新築された住宅について固定資産税を減免します。 1. 対象住宅 ①平成19年1月2日～平成31年1月1日に新築された住宅 ②錦江町内の法人及び個人の建築業者と請負契約がなされた新築住宅 2. 減免の期間 3年間 3. 助成内容 ①50平方メートル以上120平方メートル以下、地方税法の減額と合わせて全額減免 ②120平方メートル以上280平方メートル以下、地方税法の減額と合わせて120平方メートルまでの税額が全額減免

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

平成30年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
錦江町	就農・漁業	新規就農者農業生産対策事業	★ 新規就農者が農業生産の規模拡大及び高品質化を目指し、農作業の省力化や生産性向上に向けた設備の導入に対して補助金を助成します。 1 対象者 町内に住所を有し、かつ居住しており今後とも引き続き居住し、申請時において45歳未満の者 就農して3年以内で、事業導入後5年間以上就農できる者 町税等の滞納がない者 2 助成の内容 ①事業費の2分の1以内 ②補助限度額は200万円 ③補助限度額内において、3年以内3回までの分割申請することができる
錦江町	出産・育児	子育て世帯支援事業	★ 幼稚園及び保育所の保育料について、保護者に対し助成を行います。 1. 対象者 私立幼稚園及び保育所に在園している園児の保護者 2. 要件 町税等の過年度未納がないこと 3. 助成内容 保育料の決定額を2分の1免除
錦江町	出産・育児	すくすくベビー券支給事業	★ 新生児を養育する方に育児関連商品の購入などに使うことのできる「すくすくベビー券」を支給します。 1. 対象者 ①町内に住所を3箇月以上有すること ②町内に住所を有する新生児を監護していること ③町税等の過年度未納がないこと 2. 助成内容 新生児1人つき1回を限度に24,000円分のベビー券を支給
錦江町	出産・育児	新生児聴覚検査	★ すべての新生児に対して新生児聴覚検査が実施され、聴覚障害の早期発見・早期療育につなげられるように助成を実施しています。 1. 対象者 ・平成29年4月以降に生まれた子ども 2. 助成額 (初回検査:3,000円) (確認検査:3,000円) (精密検査:無し)
錦江町	出産・育児	妊婦健診	★ 妊婦の疾病異常の早期発見と早期治療を図るもので、近年、ハイリスク妊婦が増えており、妊婦の経済負担を軽減することにより検診を受けやすい環境をつくるため、年間の健診の14回分は全額を助成しています。 県外の病院で里帰り妊婦健診を受けたい方は、里帰り先の産婦人科医との契約が必要になります。
錦江町	出産・育児	妊婦歯科検診	★ 妊婦自身の健康管理と生まれてくる子どもの口腔衛生の向上を図るために、歯科健康検査(問診、歯科健康診査、口腔衛生指導)受診券1枚の助成を行います。
錦江町	出産・育児	不妊治療費助成事業	★ 不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療費の一部を助成します。 1. 対象者 町内に3カ月以上居住している夫婦 2. 助成額 ①一般不妊治療 最高5万円/年度 ②特定不妊治療 最高20万円/年度 3. 助成方法 ①申請書の提出 ②治療証明書の提出 ③必要書類(領収書、保険証のコピー)
錦江町	出産・育児	ひとり親家庭医療費助成	★ 母子家庭又は父子家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童生徒(20歳未満の障がいのある人を含みます。)を扶養している家庭(父、母のいない児童を養育している場合も含みます。)の方について、医療費助成を実施しています。
錦江町	出産・育児	休日保育事業	★ 保護者が休日でも仕事のため、児童を保育できないときに休日保育事業を利用できます。 1. 対象者 町内に住所を有し保育所利用資格の認定を受けている児童または町内の保育施設に入所している児童。 2. 申込方法 事前に町に登録申請をし決定を受けてから、利用前月20日までに施設に申込。 3. 保育施設 川原保育園のみ 4. 利用時間 午前8時から午後5時まで(弁当 要) 5. 料金 無料

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

平成30年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
錦江町	出産・育児	子育て支援センター	<p>★ 未就学児とその保護者を対象に、子育て相談や遊びの場の解放、育児講座や講演会など、様々な活動を通して子育てをサポートします。</p> <p>1. 対象者 町内在住で未就学児を子育て中の保護者、児童</p> <p>2. 保育施設 川原保育園子育て支援センター、大根占幼稚園子育て支援センターの2か所</p> <p>3. 開放時間 月～土(8:30～17:00)</p> <p>4. 料金 無料</p> <p>5. 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する不安や悩み等の相談受付 ・ごっくん教室、かみかみ教室、ひよこルーム、たんぼぼ教室、マミー運動教室などの開催 ・ねんねアートやプチ遠足、ものづくりなどのイベント開催 ・ママたちのための手芸や料理などのサークル活動 ・子育て情報の提供
錦江町	福祉	コンディショニング教室	<p>★ 町民の健康促進のため、身体のコンディショニング指導を無料で受けることができます。</p> <p>1. 対象者 町内在住者</p> <p>2. 料金 無料</p> <p>3. 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腹式呼吸による健康法 ・スポーツインストラクターによる正しいトレーニング方法 ・ヨガやエアロビといった健康教室
錦江町	出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★ 中学校卒業までの乳幼児・児童生徒に係る医療費自己負担分を助成します。</p> <p>1. 対象者 中学校卒業までの乳幼児・児童生徒</p> <p>2. 助成額 自己負担分の全額</p> <p>3. 助成方法 償還払い(実績による口座振込・・・原則診療月の2ヶ月後)</p>
錦江町	福祉	福祉タクシー利用助成事業	<p>★ 在宅の高齢者や障害者が、病院や買い物等に福祉タクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。</p> <p>1. 対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> ①.75歳以上で、車・バイク等の免許のない方 ②.身体障害者手帳1級又は視覚、下肢、体感機能障害のある2級保持者で車の免許のない方 ③.精神障害者手帳1級所持者、療育手帳A1,A2の方で免許証のない方 ④.75歳以下で免許証を返納した方 <p>2. 助成内容</p> <p>500円のタクシー券を年間24枚交付</p>
錦江町	起業	錦江町がんばるビジネス応援補助金	<p>★ 錦江町内において新たに「新分野への進出」「新たな起業」「事業継承」「IT活用ビジネス」をお考えの方へ、地域活性化を目的として4つの分野において新たに取り組む方を補助金で応援します。</p> <p>1. 新分野進出事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①創意工夫のある企画に基づく新たな取り組みや付加価値の創出、経営の多角化、異業種参入等の支援。施設整備・改修・設備導入等に要する経費の1/2以内(補助限度額100万円) ②中小企業が行う新技術・新製品の研究開発費を支援。研究開発に要する経費の1/2以内(補助限度額100万円) ③要人など特別待遇を要する方々の宿泊にも対応できる高級宿泊施設を整備施設整備・改修・設備導入等に要する経費の1/2以内(補助限度額200万円) <p>2. 起業化促進事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①町内において新しく事業を起し、有益な事業計画として町長が認定した中小企業等への支援。施設整備・改修・設備導入等に要する経費の1/2以内(補助限度額100万円) ②新規出店、開業時(出店から3か月以内)に行う広告宣伝を支援。宣伝広告(ホームページ開設、チラシ印刷、新聞折込広告掲載等)に要する経費の1/2以内(補助限度額20万円) ③新たな店舗購入費用の一部を支援。町内にある空き家等への賃貸による新たな出店を支援。店舗購入費の1/2以内(補助限度額100万円)。家賃の月額1/2以内(補助額は月5万円まで年間60万円まで)の1年間のみ。 <p>3. 事業継承事業。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①経営者自らの技術継承または住民の利便性に寄与する事業の継承を受けようとするものが行う施設整備・改修・機械修繕・購入等または技術取得、研修、販路拡大を支援。施設整備・改修・設備導入等に要する経費の1/2以内(補助限度額100万円)技術の取得・研修・販路開拓等に要する経費の1/2以内(補助限度額50万円) <p>4. IT活用ビジネス支援事業。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①町内において、ITを活用したビジネス展開を支援(WEB活用、ポータルサイト開設)技術の取得、研修に要する経費の1/2以内(補助限度額50万円)IT環境整備に要する経費の1/2以内(補助限度額50万円) <p>5. 複合する事業。</p> <p>上記1～4に該当する事業を複合的に実施する場合の支援。個別事業における限度額を適用したうえで、補助金の合計額は300万円以内とする。</p> <p>※注1)各種事業の申請は必ず事前に行う必要があります。 ※注2)審査は書類審査と事業者ヒアリングで行います。 ※注3)予算の範囲内で実施するため、年度の途中で補助を終了する場合があります。</p>